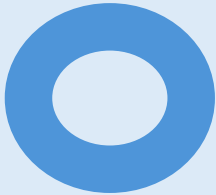


ご存じですか？

接骨院・整骨院のかかり方

「各種保険取り扱い」と看板を掲げている接骨院等をみかけますが、健康保険が使える範囲はごく一部に限られています。ルールを守って正しく受診しましょう！



健康保険が使える場合 → 外傷性が明らかで
慢性化していない負傷

- 打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)
- 骨折(ひびを含む)、脱臼の応急手当

※応急手当以外は、医師の同意が必要です

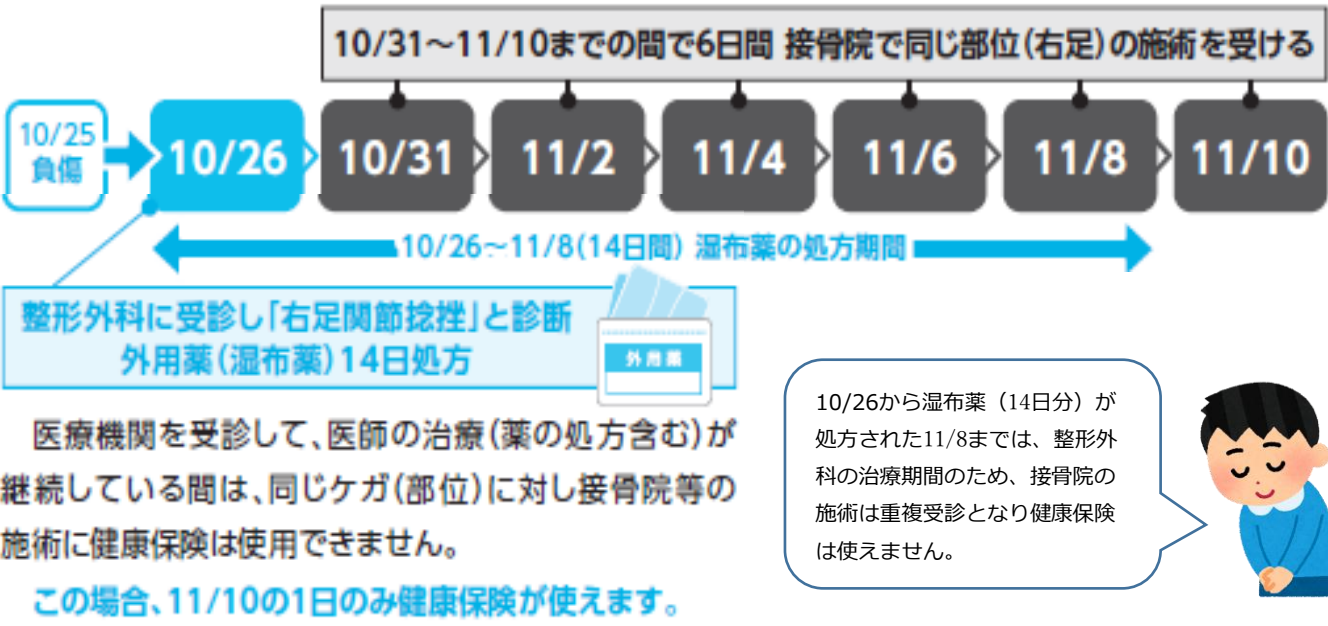


健康保険が使えない場合 → 病気による痛み、原因不明の痛み

- ×同じ負傷部位で同じ期間、病院で治療を受けている
- ×慢性的な疲れ、肩こり
- ×スポーツなどによる筋肉疲労
- ×脳疾患後遺症などのリハビリ
- ×病気からくる痛み(神経痛・リウマチ・関節炎など)
- ×加齢からくる痛み(五十肩など)
- ×漠然とした施術(あんま・マッサージ代わりの利用など)
- ×通勤途上、業務上の負傷 など

例えば

Aさんが10月25日、自宅玄関でつまずき右足首を負傷し、整形外科と接骨院を受診した場合は・・・



中電健保からのお願い

接骨院等にかかった方に施術内容の詳細について書面にて確認させていただく場合がございます。照会文書が届きましたら回答にご協力をお願いいたします。

ご回答いただけない場合は、一旦、全額自己負担し後日健保へ申請いただくこととなりますのでご注意ください。

(照会業務委託先:株式会社ケーシップ)



サポートしたい。笑顔が続く未来のために。
中部電力健康保険組合

